

令和3年度広瀬川河畔景観形成重点地区景観形成助成金交付要項

令和3年4月1日から適用

取扱担当課 前橋市役所都市計画課（9階） 電話 027-898-6974（直通） 027-224-1111（内線3974） 電子メールアドレス toshikeikaku@city.maebashi.gunma.jp
--

本助成金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市街地を流れる広瀬川及び河畔緑地を生かした景観形成を図り、落ち着きと魅力ある街並み景観の創出を確保するために、広瀬川河畔景観形成重点地区内において行う、良好な景観形成に寄与する整備に要する経費の一部を助成し、本地区における景観の質の向上を目的とします。
内容	助成事業者 助成金の交付の対象となる者は、広瀬川河畔景観形成重点地区内において、本地区の景観計画に定める景観のルールに基づき良好な景観形成に寄与する整備を行う者としてします。
	交付の対象となる事業及び経費 広瀬川河畔景観形成重点地区内において本地区の景観計画に定める景観のルールに基づき良好な景観形成に寄与する整備を行う場合で、別表の交付基準に適合する整備に要する経費の一部とします。 <b>【注】</b> 助成事業者が課税事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除されている事業者以外のもの）である場合、この助成金に基づき実施する事業の仕入に係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいいます。以下同じです。）は、対象外経費です。
	交付金額 助成金額は、次のいずれにも該当する範囲内とします。 1 助成対象行為に要する工事費等の2分の1以内で、かつ、助成対象経費ごとに掲げる助成金の限度額以内とします。 <b>【注】</b> 土地区画整理事業及びその他の公共事業により移転補償を受けている、又は、受けようとする行為に伴う場合は、その補償内容と重複しない部分に要する工事費等を助成対象とします。 2 同一敷地内で250万円を超えない範囲とします。ただし、テナントビル等で複数の事業者が同一敷地内において営業する場合は、当該敷地においてテナントとして入居する一事業者あたり100万円を超えない範囲とします。 3 市長が特に必要があると認める場合については、上記1又は2の金額にかかわらず、市長の定める額とします。

	助成対象経費と対象経費ごとの助成金額の限度額	助成対象経費	助成金の限度額
	①建築物の新築・増築・改築・移転または修繕若しくは模様替えに係る経費のうち外観（外壁、屋根）に係る経費		100万円
	②ショーウインドウ又は格子状シャッターの設置工事に係る経費		50万円
	③屋外建築設備（屋外設備機器・ゴミ集積所・サービスヤード等）の隠ぺい等に係る経費		20万円
	④門、かき、柵、塀又は擁壁等の新設、増設、修繕等に係る経費		80万円
	⑤立体（機械式）駐車場、立体（機械式）駐輪場、平面駐車場、資材置き場等の隠ぺい等に係る経費（④と重複できない）		80万円
	⑥平面駐車場の路面の整備に係る経費のうち外観に係る経費		50万円
	⑦屋外広告物の改修工事等に係る経費		100万円
	⑧その他、景観形成に寄与すると市長が認める行為に係る経費		50万円
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本助成対象となる整備行為において本市の他の補助金等の交付を受けている、又は、受けようとするときは、この要項に基づく助成金の交付申請はできないものとします。</li> <li>2 本助成金の交付の対象は、別表の交付基準に適合する整備行為に係る経費とします。</li> <li>3 本助成金の交付は、同一経費について1回限りとします。</li> <li>4 助成金交付の決定をする場合に、必要に応じて条件を付すことがあります。</li> <li>5 助成事業者は、本助成金を受けた部分の維持保全に努めなければなりません。</li> <li>6 助成事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び助成金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</li> </ol>		
交付申請の方法、時期等	<p>助成事業者は、助成対象となる整備行為着手前までに次の書類により交付申請をしてください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（変更（中止）申請、完了報告、請求等も同じです。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）助成金交付申請書（様式第1号）</li> <li>（2）設計図書等（配置図、立面図等の図面、外観部分の仕上げの素材がわかるもの）</li> <li>（3）見積書等（助成対象に係る費用の内訳がわかるもの）</li> </ol>		

	<p>(4) 消費税等課税区分届出書 (様式第10号)</p> <p>(5) その他参考となる書類 (使用材料のカタログの写し等)</p> <p><b>【注】</b> 消費税等課税区分届出書による課税事業者は、この助成金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、(これに補助率を乗じて得た額を) 減額して申請してください。ただし、申請時において、当該助成金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではありません。</p> <p><b>【注】</b> 押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定の時期等	<p>助成金交付申請書の審査及び必要により実地調査等を行い、助成金の交付の可否を決定し、その旨を助成金交付決定通知書 (様式第2号) により通知します。</p>
対象事業が変更又は、中止となった場合の手続き	<p>助成事業の内容を変更又は中止しようとする場合は、遅滞なくその旨を次の書類により申請しなければなりません。(中止の場合は、(1)のみ)</p> <p>(1) 変更 (中止) 承認申請書 (様式第4号)</p> <p>(2) 変更設計図書 (交付申請書と同種の図面、仕様書等)</p> <p>(3) 変更工事費見積書等 (助成対象に係る経費がわかるもの)</p> <p>(4) その他参考となる書類</p>
変更等承認決定の時期等	<p>変更 (中止) 承認申請があった場合、その内容を調査し、当該申請が適当であると認められたときは、速やかに承認の決定をし、変更 (中止) 承認通知書 (様式第5号) により通知します。</p>
完了報告書の提出、請求の方法及び支払時期	<p>1 助成事業者は、助成対象となる整備行為が完了したときは、その完了の日から30日を経過する日又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類により助成事業の完了を報告してください。ただし、令和4年3月31日までに事業を完了できない助成事業者について、市長がやむを得ないと判断する特別の事情があると認める場合は、この限りではありません。その場合、変更 (中止) 承認申請書 (様式第4号) にて、工事 (行為) 期間の延長を申請して下さい。</p> <p>(1) 助成対象行為完了報告書 (様式第6号)</p> <p>(2) 助成金交付請求書 (様式第8号)</p> <p>(3) 実施設計図書 (交付申請書と同種の図面、仕様書等)</p> <p>(4) 行為に要した経費を証する図書 (領収書、内訳書等)</p> <p>(5) 行為完了写真 (着手前、完了後)</p> <p>(6) その他参考となる書類</p> <p><b>【注】</b> 消費税等課税区分届出書による課税事業者は、この助成金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請した場合において、当該事業の仕入れに係る</p>

		<p>消費税等相当額が明らかになったときは、これを助成金額から減額して報告してください。</p> <p>2 上記により提出された書類の内容を審査し、又は、現地を確認することで適正であると認めたときは、助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第7号）により通知するとともに、通知した日から30日以内に支払います。</p>
	<p>交付決定の取消し又は助成金の返還</p>	<p>1 次の場合は、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他の不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 助成金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(4) 前橋市景観条例第1条の目的の達成に支障となる行為を行ったとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに助成金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 助成金の交付を受けた後、助成金の交付決定を取り消された場合、取り消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた助成金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき精算し、確定した金額を超える場合、超える部分の金額</p> <p><b>【注】</b> 消費税等課税区分届出書による課税事業者は、この助成金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請及び実績報告を行った後に、消費税及び地方消費税の申告により当該事業の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、消費税等仕入控除税額報告書（様式第11号）を速やかに提出し、対象外経費となる仕入れに係る消費税等相当額に相当する額を返還しなければなりません。</p>
	<p>帳簿等の保管</p>	<p>助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を備え、当該書類、帳簿等を事業完了後、5年間保存しなければなりません。</p>
<p>様式</p>	<p>申請書等の様式</p>	<p>1 景観形成助成金交付申請書（様式第1号）</p> <p>2 景観形成助成金交付決定通知書（様式第2号）</p> <p>3 景観形成助成金不交付決定通知書（様式第3号）</p> <p>4 変更（中止）承認申請書（様式第4号）</p> <p>5 変更（中止）承認通知書（様式第5号）</p> <p>6 助成対象行為完了報告書（様式第6号）</p> <p>7 助成金額確定通知書（様式第7号）</p> <p>8 助成金交付請求書（様式第8号）</p> <p>9 助成金返還命令書（様式第9号）</p>

		1 0 消費税等課税区分届出書（様式第 1 0 号） 1 1 消費税等仕入控除額報告書（様式第 1 1 号）
--	--	---

別表「広瀬川河畔景観形成重点地区景観形成助成金交付基準」

対象経費	基準	助成対象範囲
①建築物の新築・増築・改築・移転または修繕若しくは模様替えに係る経費のうち外観（外壁、屋根）に係る経費	外観の仕上げ材に自然素材（木、石、レンガ、塗り壁）を当該部分の1/2以上使用するもの	地区内全て
	当該壁面の1/2以上を緑化するもの	広瀬川及び河畔緑地または地区内の道路に面する部分
②ショーウインドウ又は格子状シャッターの設置工事に係る経費	夜間に灯りの漏れるデザインのもので、夜10時まで点灯するもの（光源の点滅は不可）	広瀬川及び河畔緑地または地区内の道路に面する1階部分
③屋外建築設備（屋外設備機器・ゴミ集積所、サービスヤード等）の隠ぺい等に係る経費	目隠し壁（※1）等の設置で、外観の仕上げ材に自然素材（木、石、レンガ、塗り壁）またはそれに類似する風合いの素材を使用するもの	広瀬川及び河畔緑地または地区内の道路に面する部分
	隠ぺいを目的とした樹木（※2）を植栽するもの	
④門、かき、柵、塀又は擁壁等の新設、増設、修繕等に係る経費	外観の仕上げ材に自然素材（木、石、レンガ、塗り壁）またはそれに類似する風合いの素材を使用するもの	地区内全て
	生垣とするもの	
⑤立体（機械式）駐車場、立体（機械式）駐輪場、平面駐車場、資材置き場等の隠ぺい等に係る経費（④と重複できない）	目隠し壁（※1）等の設置で、外観の仕上げ材に自然素材（木、石、レンガ、塗り壁）またはそれに類似する風合いの素材を使用するもの	広瀬川及び河畔緑地または地区内の道路に面する部分
	隠ぺいを目的とした樹木（※2）を植栽するもの	
⑥平面駐車場の路面の整備に係る工事費のうち外観に係る経費	地被植物または植生ブロック等による路面緑化を当該駐車場平面の2/3以上行うもの	地区内全て
	路面の仕上げ材に自然素材（木、石、レンガ）またはそれに類似する風合いの素材を当該駐車場平面の2/3以上に使用するもの	
⑦屋外広告物の改修工事に係る経費	本重点地区指定以前から設置されている屋外広告物（※3）で、重点地区指定後に既存不適格となった屋外広告物の改修または除却を行うもの	地区内全て
⑧その他、景観形成に寄与すると市長が認める行為に係る経費		地区内全て

※1 格子状・ルーバー状・スリット状のフェンスまたはそれらに類するものにあつては、可視透過率50%程度以下であること。

※2 植栽時の樹高は1.5m以上であること。（樹木の維持管理に係る経費は助成対象外）

※3 前橋市屋外広告物条例の規定による許可が必要なものにあつては、許可を受けているものであること。

※4 解体・撤去に係る費用について、修景行為に係る整備を行うにあたり不可分で必要と認められる場合に限り、経費の対象とする。